友愛

発行所
友愛青年同志会
東京都文京区音羽町7010
電話大塚（94）2801
編集兼発行人　水谷　暢
定価1部　10円

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区音羽七ノ一〇
友愛青年同志会

# 議案を充分討議しよう

# 第三回全国大会近づく

## 運動方針事業計画案決る

昭和三十一年の本会の運動方針などを決定する第三回全国大会は、いよいよ来る五月四、五の両日新潟県下で開催されることになった。各地区より本部への通信も頻繁になり大会への気分を盛りあげているがこの程本部提出八議案がまとまり運営委員会（事務局）に提出された。運動方針では、過般の幹事会決定の政治学習の強化が主張されている点が注目される。事業計画案ではこの裏付けとして、指導者講習会、研究討議会、情宣活動の強化など具体的活動が示され、更に昨年度評議を得た移動文化映画班の派遣計画案が提案されている。これらは結成以来の本会の活動が、ほぼ全国的に着実な成果をあげ、よりやく自身の政治的発言を強めようという気運と組織が充実してきた結果によるものである。農村対策では、特に別個の議案を設け、共同作業の推進の他本年度には特に農村青年の技術交換及び農場派遣の具体的提案がなされ、その実現が期待される。

本部提出議案は別項の如く八議案と決定したが、昭和三十一年度運動方針案は　一、組織の拡充強化　二、政治学習の強化　三、社会及び文化活動の一層の充実の三点より成り、武装平和の対立後を批判すると共に、二大一第二次世界大戦が終って間もなく始まった「冷たい戦争」の時代が政党対立時代下における本会の基本的運動方向を打ち出している。

### 昭和三十一年度運動方針案（要旨）

第一次世界大戦が終って間もなくわれらの新しい国際情勢の変化は世界が戦争の脅威から徐々に遠ざかりつゝあることを意味するものといえよう。戦争の脅威がうすらいだことは喜ぶべきであるが「平和的共存」とは、平和のための到達点をも決して見逃すべきでない。「共存」とは、平和のための到達点を事前にうごかさに検討し、更に地方活動における成果をもちあるものであるが、同時に一ヵ年をふかえってみて従来の運動への批判、欠かんを尊ぶべき時期である。なんらの地方案内なされない支部はこの際、大反省を試みるべきである。この点、本部においてはより大きな反省を試みるべき時期に来ている。

❷友愛思想の理解　本会の組織をひろめ活動を展開してゆく上には、カレルキー伯の提唱する友愛思想を把握し、それを、ックボーンとして進まなければならない。この為に大会参加の機会を友愛思想の徹底的理解の機会とすべきである。

❸実践運動　各支部、各地区において苦しいながらも実践運動を行ってきたが、もっと力強い全国的な運動を行わなければならない。実践運動のみが、友愛を発展、友愛を発展させるといっても過言ではない。今大会では何を為すべきかを中心に実践運動への盛りあがりを強力なかけ上げとしなければならない。この意味運動方針を始めとする大会議案は決してなく、それは単に一つの過渡的な状態即ち戦争がないという力のバランスによってもたらされた消極的な状態に于ならない。それは、戦争回避の水久的保障がどこにも存しないという現実に附随して両陣営の対立と拡張争は今後も依然として残されよう。

一方国内情勢に眼を転ずるとき、われわれはそこに極めていちじるしい政治情勢の変化を見出す。それは保守合同、両社会党の統一という画期的事実によってもたらされた二大政党対立時代を迎えたことである。そしてこの新しい政治勢力の再編成は、単に政党組織の改変を意味するだけでなく、政治的、経済的、社会的に潜新な変化を国内に招来することが期待されているのである。

このような国際的には緊張緩和、国内的には二大政党対立による政界の安定という一般的に好ましい傾向を示しているとき、わが国の青年の心理はどうであろうか。戦後に於ける空前の混乱と崩壊を経験したのち、今ようやく再建の道をめざしつつあるが、依然続く経済的不安定とそれにともなう世相の圧迫下にあって、ともすれば青年の一部に虚無に陥いり向上の気魄を喪失しつつある現状である。しかもなおこれを全国的に見て、しかも限られた目数と時間しかなければ、ただ周囲の情勢や政治の貧困に帰して、青年みずからの責任をかえりみないような状態である。

ここにおいて本会は内外の情勢の著しい変化に思いをたし、政治学習を強力に推進する新たな運動方針をかゝげ、会の組織の拡充と実践活動の展開を期するものである。

### 一、組織の拡充強化と友愛思想の徹底

会結成以来三カ年を経過し、その組織は全国百数十カ所に支部及び地区をみるまでになり、統一的友愛運動のための態勢を整えるに至った。しかし全国的組織とはいえ、未組織若干中央を数える外、部分的には充分な活動を行なっていない支部、地区もあり、組織拡充強化を一層促進しなければならないのである。

### 二、政治学習の強化

われわれはその政治的立場を明確にしてその裏付けとしてわが国の民主政治確立のために活かさなければならない。

### 三、社会及び文化活動の推進

われわれは内に相互の人格を尊重し友愛に徹するとともに外には進んで社会改善の為に挺身しなければならない。更に、カレルキーの平和宣言にもとづき平和に対する内外の関心を高めるよう落につとめなければならない。

### ◇社会及び文化活動

友愛思想の普及と徹底のための社会的奉仕は本会の最大使命であるが、ここではその具体的活動の実際が項目別にあげられている。

❶農村青年の活動強化（第五議案に具体的計画が示されている）❷移動文化班の派遣　本年度の派遣地は東京都下全域・関東地方・東北地方・中国地方❹サークル活動の強化❺友愛山荘の開設、七月一日より二ヶ月長野県軽井沢町に設け広く一般にも開放する。特に本年度は日本ユースホステル協会の契約ホステルとなっている。❻内外青年連盟との提携を計り青年友愛の再建友好団体との定期的会合・資料交換・相互紹介を推進する。

### ◇政治学習の強化

本会は、結成当初より政治的には不偏不倚の立場を堅持し、独自の同志的団結の下に友愛思想の普及と実践運動を展開してきたが、特に本年度は政治学習の強化に重点をおき、具体的問題についての発言を強めることが要請されている。この基本的課題は、組織の充実と会自身の発展により幹事会において打ち出されたものであるが、青年の政治的学習活動を強化することによって、既成政党の健全な育成と発展に寄与せんとするものである。このため、次のような具体的方針が提出されている。

（1）抑留同胞の実情調査（2）引揚促進の陳情（3）抑留同胞の名簿所在地の調査（4）抑留同胞の慰問物を積極的に各地に開催し文化サークル・移動映画班の活用を計る。

### 説論

## 第三回全国大会を迎えて

桜花もほんの春が訪れ、こゝに三度友愛青年同志会の全国大会を迎えるにいたった。

昭和二十八年四月二十九日、日比谷公会堂で、力強い結成の声をあげてより二ヵ年、全国的な組織も着々と進展し、在野の青年団体として大飛躍を遂るにいたったのは、会員相互の絶えざる努力のたまものであった。

二十九年第一回全国大会は、代表者が地方的に上京して行ない、相当数の個人資格での参加者があって、本部自身の受入れ体制の完全ではなく非常に困難な中で開催されたので、顔みせの大会に終るのではないかと危惧されたにもかゝわらず、よき成果を得ることができ、大会が終了後、友愛の芽吹飛躍的な発展を示すことができた。

三十年の第二回全国大会にいたってようやく体制が整備され、地方代表は批判と研究の目をこゝに、この年一回しかも限られた目数と時間しかもしない大会を、より有意義におくるべきであろう。

（II）

大会にのぞむにあたって次の二点に一つ一ヵ年の方向を決る審議が、部分的などゞみはあったけれども形を整えるようになってきた。

第三回全国大会は、五月の四日、五日の両日東京如水会館において開催される。今や会員数は全国八千人に及び百二十地区代表二百余名が大会に出席する。

今大会こそ、友愛の発展を左右する重要な大会となるであろう。懸案の全国組織の確立、実践運動の強化、政治学習と発言、どれをとっても多難な問題であり過去三年間をふり返って基礎をかため、将来の進路を決しなければならないだ

# 憲法問題の焦点（その10）

## 「国民の名」で公布 改正憲法公布に三つの要件

### 第五節 改正憲法の公布

改正憲法の公布については、憲法第九十六条第一項で、『憲法改正について国民の承認を経たときは、天皇は国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する』と規定している。憲法の改正は、国民の承認によって、既に確定的に成立しているのであり、天皇の公布は、すでに成立した改正憲法を公布するだけである。しかし、国民の承認によって確定的に成立した憲法の改正も、それが、改正憲法として、一般国民に対し効力を生ずるためには、さらに、それは、一定の手続を以て公布されなければならないのである。

改正憲法の公布は、明かに天皇の権限に属するが（憲法第七条第一項）もとより、それは指行することができない。

（註）公布に先立ち指名権の認められている憲法としては、シャム憲法・アルバニア憲法が国王に一ヶ月間の指名権を、リスアニア・ポーランド・ブラジル等の諸憲法が大統領に再議もしくは、議会解散の権限を与えていた。

しかも、それについて憲法上三つの要件が明かにされている。その一は『国民の名で』公布されることであり、その二は『この憲法と一体を成すものとして』公布されることであり、第三には『直ちに』公布されることである。先ず『国民の名で』とは、いかなる意味であろうか。そもそも、天皇は憲法第七条第一項の規定により、『憲法改正、法律、政令及び条約を公布する』権限を有するのであって、かような国事行為権は、内閣の助言と承認により行うものであるとはいえ、それはいわば『憲法上国家行為の権限』として天皇に与えられているものなのである。すなわち、その場合天皇は、国民に『代って』法律の公布をするのではない。したがって、法律の公布については、一般に『何々法の一部を改正する法律』をここに公布する」という形式をとっているのである。しかるに、改正憲法の場合公布すべき言葉が規定してあるのであるから、天皇は、国民に『代って』これを公布するのであり、従って天皇は、改正憲法が直接国民の意思に基いて成立したものであり、それを国民に代って公布する旨を明かにしなければならぬのである。すなわち、これは第七条の「国民のために」というのとは異ったものであり、国民が憲法を改正したということを、具体的に、公布の際の上論に明確に記載することを要求するものであると解される。これを「国民のために」と同じ意味に解することは、この規定の意味を失ってしまうことになるであろう。具体的にいうならば、憲法改正の上論は、「日本国民の名に於いて成立した憲法改正をここに公布する」というように書かなければならない。

## 改正条項は新憲法の一部 「一体論」に多様な見解

改正憲法は『この憲法と一体をなすものとして』公布されるこの言葉の意味については、いろいろな解釈がなされている。第一には、憲法改正によって国に二つ以上の憲法が存在する国民が考えることのないように、当然のことを教育的に入れた言葉であるという政府の解釈がある。しかし、それだけの意味であるとすれば、特に規定する必要のないことは言うまでもない。その第二に、これは現行の憲法を廃棄して、全く新しい憲法を作ることを否定したものであるという解釈があるが、しかしそれは、根本規範たる憲法全体の内容を変革する基本的原理なのであって、特にこの言葉にそのような意味を持たせることは無理があろう。第三に、これは『ワイマール憲法におけるドイツの『憲法変更の法律』――憲法改正と同じ厳格な手続によって制定された法律で憲法を改正することを認めるが、それは憲法典を改正するとは別の独立した存在をもつ一を否定したものであると解する浅井博士の説がある。――しかしながら、遺憾において、もそういう慣行のないわが国で、憲法改正以外の法形式による憲法の改正が許されないことは、明文の規定をまつまでもなく自明のことであり、この規定をかく解釈することは疑はなきを得ない。

さらに、第四には、『改正憲法が公布の日から起算して三日以内に公布されるべきこと』という規定は、『この憲法と一体をなすものとして』という言葉の意味を、改正憲法が、日本国憲法と結合してその一部を構成し、これと一体をなすものとして、既存の条項をそのままにしておいて、別に改正条項を附加するという形式を採ることは、先に指摘したとおりである。

次に、天皇は、憲法改正が国民の承認を経て成立したのち『直ちに』これを公布しなければならない。一般の法律は、議決の翌日から起算して三日以内に公布することになっているが、憲法改正については特別の規定がない。しかし、『直ちに』というからすれば、これは『遅滞なく』というのと同様に合理的な最短期間内という意味であって、三十日のように、長い期間を認めない趣旨であると考えられる。もし、合理的な最短期間を超えても公布が行われなければ、公布についての助言と承認をする内閣の責任になるわけであるが、施行期間は、憲法改正の中に定めておかなければならない。

## 改正は無制限か 注目の的改正の限界論

この改正手続をみれば、日本国憲法の中の如何なる規定をもその対象となし、如何なる内容の改正をなしうるものであるかのごとき感は、そこに問題の焦点があるのである。

すでに述べたように、憲法の改正とは「日本国憲法」という法典の条項の意味内容を憲法自身の定める一定の手続によって、意識的に変更することである。ところでかような憲法改正は、果してこれを無制限になしうるものであろうか。これ、憲法改正に関する法的問題である。つい先日も「憲法調査会法案」の公聴会で特に注目された点であるが、現在、伝えられる憲法改正の民自党の意向によれば、その対象は全条に亘って、その内容も戦争放棄条項の改正を始め基本的人権の限界、国会制度の再編など広範囲且つ多岐多様に及ぶようである。

日本国憲法は、その改正手続を第九十六条に定めているのであるが、憲法第七十三条の解釈をめぐり、憲法改正権の限界が論議され、一般に旧明治憲法第七十三条が新憲法制定の法的根拠たりえない、と主張されたことは、記憶に新しかなところである。

今日における同様に、旧明治憲法下においても、憲法改正の無限界説は、佐々木惣一博士らのとるところであった。この立場によれば、日本国憲法改正を拘束する『国の規定（前文第一項、第九条第一項、第十二条、第九十六条など）をおいているけれども、それは現行憲法の存在を前提して、はじめて『普遍的』なのであり、『永久的』なのであって、かかる規定を改正すれば、もはや普遍的でも永久的でもなく、しかも、改正手続に従うかぎり、それを改正することは不可能ではなく従って、改正手続によれば憲法の全部改正も、或は憲法を停止することも可能となるのである。

内容的にも全面的根本的変更であるも、改正手続に従うかぎり、それを改正することは不可能ではなく従って、改正手続によれば憲法の全部改正も、或は憲法を停止することも可能となるのである。

見解は諸外国においてもみられるのであるが、限界説、例えば清宮四郎教授などは、かような考え方に対して、

――と否定し、放棄することは矛盾といわねばならぬのであって、憲法第九十六条の手続を以ってしてもよくなりうるところではない。次号より私は前述の如き限界説の立場に立ち、日本国憲法を対象にしながら（一）方法に関する限界（二）対象に関する限界、という二つの観点から憲法改正行為の限界の問題を紹介してゆきたい。前者は如何なる方法――法律や条約によって憲法改正は可能か否かの問題であり、後者は日本国憲法前文、百三ケ条の全文が改正の対象になりうるやか否か、改正の対象たりえない条文は何かという問題――を考察し、放棄することは矛盾なく、改正権にその限界まで委ねることを認め、形式的合法性によっていかなる憲法破壊行為をも浄化しようとするもので、極端な実証主義から生れた無拘束的形式法学の心りを免れないであろう」

と、強く反対しておられる。思うに、日本国憲法第九十六条にいうところの改正とは、全部改正を包含するものではなく、例え、『普遍的』『永久的』の憲法の文言が単なる宣言的規定であるとしても憲法制定権者であり、改正権者である国民が、自らその拠って立つ憲法制定権者及び改正権――具体的には国民主権を明示した第一条――である。

## 死刑制度をめぐって（下）死刑存置論の根拠

### 刑罰の本質とは

刑法において、法定刑として生命刑、自由刑及び財産刑の二種が区別されているのであるが、生命刑として死刑を認めるべきか否かについては、二月十六日イギリスの議会が「死刑の廃止」を可決したための問題は、ある意味ではヒューマニズムの問題としては今世紀最大の課題の一つと言う程にはげしい論議がわが国においてなされている。……今度の国会に参議院各派法務委員が中心となって死刑廃止を目的とする「刑法等の一部を改正する法律案」を提出するという段階に至っている前回にも増えた如く死刑廃止論に立脚する死刑の根本的なものは教育をもって刑罰の理念とし、犯人を再び社会人に復帰せしめることが刑罰の本質であり、かゝる教育的処置を講ずることが人格を尊重する所以であると考えられているのである。

死刑存置論は、その思想の根底に刑罰に対する応報理念が支配しているだろうことは見逃すことが出来ない。何故ならば、犯人に対して単に応報的に害悪を加え苦痛を強めることが犯罪の本質であり、法定刑として死刑を認めるべきか否かについては、二月十六日イギリスの議会が「死刑の廃止」を可決したための問題は、客観主義の立場からは、刑罰は行為者の人格を尊重し、これを人間的に処遇しようとしているからかなる見地からすると、死刑廃止、存置の対立は客観主義、主観主義の対立であり根本的な刑罰の本質に関して考察すると、客観主義は現実主義的意味における行為主義なるが故に、刑罰は行為たる犯罪の現実的根拠として科せられ、且つ、その刑罰は犯罪及びその実害に対応するのとして理解せられ、その「対応」するとは厳分量的、質的に対応することを意味する前回にも述べた如く死刑廃止論は、犯人を再び社会人に復帰せしめることが刑罰の本質であり、客観主義においては、犯罪を原因として、犯罪及びその実害と分量に等しい害悪の反動を加えることによって理解せられる。換言すれば刑罰の本質は「応報」であるとせられるのである。

これに対して主観主義においては、行為は行為者の反社会性の徴表であるが故に、刑罰は行為という確実なる行為者の徴表を待って科せられるのである。然るに、これでは行為は刑罰の現実的根拠たり得ざるが故に、刑罰は行為と犯罪に対応することを必要とせず、行為者に対応することを必要とする。然し、行為者も又刑罰の根拠ではなく刑罰は、行為者の人格を尊重し、これを人間的に処遇しようとするのである。

死刑存置論の中には悪質犯人と凶暴な動物を同一視し、これを撲殺することは当然であるとしている者があるが、これはヒューマニズムに反するとも考えられる。人により、死刑によって人口問題を解決し得ると信じている者もあるがこれも問題の本質を誤認しているのみでなく、死刑執行数の現状を見れば、これによって人口増加の阻止が可能だと信ずるのは科学性を欠いたものであるとの批判をうけざるを得ない。死刑存置論の中心的論拠の一つは被害者の遺族の復讐感情及びこれに対する同情であるが、その遺族を無保護状態に置くことを主張してはいないのである（法律は元来人間の為めに存在するものであるがその如く刑法も亦人間の為に存在している）死刑存置論は往々刑罰に属する凶悪犯人を保護する社会的責任を負う社会の責任を国民の保護を図却にすることを主張するのではない。

以前ロンドンの国際連合総会では、死刑廃止の問題が論議されたが、その結果は、死刑廃止の国が南米の一国から提議され、成立しなかった。国内的には凶悪な犯罪人の多い今日、死刑を廃止することは実にやっかいなことである。

民主主義自由主義の立場から死刑が果して平和的な文化的な国民にとってなくてはならぬ制度であるかを考えなおしたいのであるが、アメリカは言論の国である。その与論が死刑を支持している。大国には死刑を必要とするであろうか、民主国スイスでは国民投票を以って死刑のない刑法を採用したスイスは小国である。平和国である。……今度、刑法を改正して私刑をそこから取り除こうというのではない。しかし従って封建的な考え方は刑罰的に文化的に追及改善せらるべきであると思うのである。

然死刑を正しいというのではない。死刑に代えべき制度が考えられねばならぬのである。すなわち死刑は死刑以上のものにまで進化し発展しめねばならぬのである。死刑に代えて被害者に対し国家はどうすれば良いか、犯罪人に対してはどうすればいいかを考えていのである。

民主主義自由主義の立場から死刑が果して平和的な文化的な国民にとってなくてはならぬ制度であるかを考えなおしたいのであるが、アメリカは言論の国である。その与論が死刑を支持している。大国には死刑を必要とするであろうか、民主国スイスでは国民投票を以って死刑のない刑法を採用したスイスは小国である。平和国である。……今度、刑法を改正して私刑をそこから取り除こうというのではない。しかし従って封建的な考え方は刑罰的に文化的に追及改善せらるべきであると思うのである。

## 刑罰の本質とは

### 死刑は残虐か

憲法は残虐刑の禁止を規定しているも拘束しない。最高裁判所は昭和二十三年三月十三日の判決以来くりかえし、それが違憲でなく、即ち惨虐刑でないとの見解を示して来ているのである。これ対し死刑は残虐刑であるか、民主国スイスでは国第二十五条の生活保障の原則に反し違憲であるとの主張も強いのである。

かくの如く死刑制度に対して種の解釈、解釈があるが、しかし、少くとも理論的な問題として（死刑の封建制）単純に死刑を廃止しようとするのではないが、死刑廃止というのとは違

**「それは、憲法上の一権力たる憲法改正権にその限界まで委ねることを認め、形式的合法性によっていかなる憲法破壊行為をも浄化しようとするもので、極端な実証主義から生れた無拘束的形式法学の心りを免れないであろう」**

と、強く反対しておられる。思うに、日本国憲法第九十六条にいうところの改正とは、全部改正を包含するものではなく、例え、『普遍的』『永久的』の憲法の文言が単なる宣言的規定であるとしても憲法制定権者であり、改正権者である国民が、自らその拠って立つ憲法制定権者及び改正権――具体的には国民主権を明示した第一条――である。

**日時**　四月二十七日（金）午後六時
**会場**　千代田区神田三崎町YMCA同盟会館ロビー（国電水道橋、都電三崎町下車）

**第三回　文化映画鑑賞会**

上映映画
❶シンフォニー・オブ・エアエ
❷オーケストラの楽器
❸歌劇『ガルメン』

入場無料ですから会員以外の方もそそい合せて奮って参加して下さい。

## 目次


序　憲法改正問題の概観
第一章　憲法改正問題の発展段階
（一）憲法改正論議の三段階
（1）憲法施行前後の時期
（2）独立前後の時期
（3）MSA以降の時期
（二）憲法改正論議の現段階
（1）憲法改正論議の諸潮流
（2）資本両陣営の対立像
（三）憲法改正論議の問題点
第二章　憲法改正の法的諸問題
（一）憲法改正の理念
（1）憲法の安定性と可変性
（2）憲法改正の意義
（三）憲法改正の手続
（三）憲法改正の限界
第三章　戦争放棄の諸問題
（一）憲法第九条の憲法的解釈
（二）憲法第九条の国際法的批判
（三）自衛戦争と国際警察軍
附（一）新憲法無効論と明治憲法復原論
（二）各国憲法の改正状況一覧
（三）参考文献一覧

ヨーロッパを巡って

# 古い因習と斗う

## イタリーのホステル運動

三回にわたって掲載した日本ユースホステル協会理事長福井正吉氏の欧州各国のユースホステル運動を中心とした旅行記は今回をもって終ることになりました。(編集局)

### 芸術の香高い

ジュネーブからローマへの空の旅は実晴らしく快適で、日雷に輝くアルプスの山々が眺められ丁度ジネラマを見る様でした。ローマへ着いたのは夜の七時半頃で空からの光景はまるで七時半頃で空からの光景はまるで宝石をちりばめた様な美しい景観でした。ホテルを予約せずに来た私は観光案内のローマで一夜の宿を探すのに大変苦労し、とうとう探す事が出来ず、スイスで一緒だった日本人の宿を思い出し、タクシーに乗り込んだ。車を降りた遠端にその人と出合ひ狭い家へ泊まりこんでもらいました。その夜は沢山の蚤や虱には閉ました。ローマでは言い表はせないものでした。彼は客を部屋に招じ入れ、非常歓待して呉れ、その夜はダブル・ベッドに仲よく並んで寝ました。

二年の歴史を誇る古都ローマは、みれば美しい深いものを覚えます。

昨年夏日本で開催された、世界大学生選手権大会参加代表の国際セミナールに日本代表として出席した、長い学生運動で鍛えた英語は余り上手でなかったが、なえ上げたその独特の風格で、各国代表の間に人気があった。だから人づきあいは下手な方ではないが、お上手や洗練を言って機嫌をとりむすぶというふうではなく、男らしく豪快として、そこにじんでくるような親しさで接しようとする。それが一部には、ややうぬぼれたいという声を聞くが、それは彼を深く知らない者の弁だ。

実際は北海道旭川にあるが、生まれたのは東京で、それから大学生活を送り各地を転々とした。大学では宗教科に入り、現在は宗教哲学と言うむずかしいものにとり組んでいる。

しかし宗教の問題についてはとり立てその学問をするからとかすような事ではない。

会では初代の学生部部長で大学卒業式に講堂部長となった。何故彼がそんなに問題いと思われない経理の方の担当になったかは、彼自身さえ分からないと言うわけだ

# 組織拡大の基礎作らる

## 各地の青年続々と入会

○中国地方派遣員報告記○

前号既報の通り、民国組織部長・川手学生対策部長の両者は中国地方各県を巡回、友愛の普及、本会組織の拡大につとめ、その後一旦帰京の上、去る三月二十二日、再び中国地方に向かい、県毎に青年部結成大会に出席、その後の巡回報告記である。

**三月十日（広島市）**

原爆の町広島は、都市計画が着々とすすみ、平地の至る所に近代的建物が現ずるのみ、最初に県庁を訪れ、林県会議長他関係議員に紹介され来意の目的を語りたゞちに社会教育課に青年団の活動を聴取した。資料を豊富に用意してあるのには感心した。市役所を訪問渡辺市長が、暖い協力の手をのべられその後の活動が極めて楽だった。

市の公会堂で三時から座談会を開催、市青から団長、谷本事務局長中村前県青協会他五名出席、質問は主として政治との関係にしぼられた。終了後中国新聞を尋ね、更に原爆記念館にて被害者の冥福を祈った。翌朝、雪の広島市に千枚の会紙を配布した。大会には代表が出席することになった。

**三月十一日（廿日市町・岩国市）**

会長熊山先生の恩師にあたる佐伯町長に敬意を表するため廿日市庁を訪れたところ、座談会の用意がしてあったので好意を潮し友愛思想について語り、のち青年の教育問題渡辺市長が、暖い協力の手をのべられその後の活動が極めて楽だった。

岩国市には夜おそくなり、夜分であったが、錦本市会議長を訪れ今後の協力を要請した。

**三月十二日（徳山市・防府市）**

早朝からすごい雪に降りとゞめられ十五分ほどつゞいた。徳山市役所を訪れ、友広氏の紹介で市公会堂で座談会を開催、談論盛んとなり農業問題、組織問題の意見交換を行なった。

駆け足で汽車にのり防府市に到着市内目抜き通りで会紙の配布、長幅氏の紹介で夜懇談会を開催、大会に代表を出すこと、中央・地方の青年の考え方の相違などについての論を交換した。

**三月十三日（山口市）**

県庁社会教育課・防長青年館・防長新聞を歴訪、市内で八百枚の会紙を配布、会のことについて問合せる入が多かった。夜温田氏において野原氏のあっせんで、青年団・郷友会・明るい生活促進会の各代表が参集、友愛講座ののち団体活動の問題、今後の協力関係などについて懇談した。

**三月十四日（下関市）**

駅に会員米田君が迎えゝれ、会合の準備を整っていた。駅付近で会紙を配布、夜会合をもち川手常幹を中心に支部結成の歩みかた大会参加の要項について懇談した下ノ関は会員が約三十名近くいている。

松江市にたて会紙を配布する本部員

**三月十五日（萩市）**

松下村塾のあった萩は、明治維新の原動力となった青年を多数輩出させた土地、市内で会紙を配布、紹介を受けた人が不在のため、時余を松下村塾及び伊藤博文の生家をたずね古人をしのんだ。

**三月十六日（浜田市）**

島根県は未組織の県ではあり且つ、手がかりが少いのと関係の多難を予想されれた。浜田市は田舎の御心配で市内を見学、市内の実況、青年団の動静を詳しくきいた。夜六時より太田宅で会合を開き、元団長上岩君以下青年が参加、友愛と労働者との結びつき、支部をつくる場合の方法などと論がすゝんだ。大会に代表者が出席、将来は支部に発展する可能性が大である。

今回の来訪を機に支部結成にすゝみ五十名位の会員をよう四月二日に結成することゝなった。

**三月十七日（出雲市）**

出雲行で、島根県選出の国会議員団にあい、車中で友愛への協力を頼み出雲に下車、出雲大社は縁結びの神だから友愛の神だと苦笑、市内で会紙の配布にあたった。

倉敷支部結成を打合す会員

**三月十八日（松江市）**

国宝松江城の改装なって、一きは高くそびえる松江は山陰地方第一の都市、駅に青年部結社藤原君等の出迎えを受け、第一会場に向ふ青文化研究会主催の懇談会に、成合、竹下県議他研究員が出席、友愛講座の後、実践活動についての体験団を交換に被選、後日を約して第二会場青年新聞社におもむく。

青年新聞は、青年独自で発行、現在輪転機をなえて旬刊。

高校卒業生も二名参加して、友愛如何に育てるかに話題を得て桜中、大橋氏に会紙を配布、太陽が穴通り潤し沈みきって薄暗くなるまで従事した。

**三月十九日（米子市）**

昨日は日曜日だったので、今日は早朝から、松江市長、山陰新報、県社会教育課を訪問用件を答ませ島根県に向う、島取県は未組織県ので緊張、島取県は参議員の補選で青年各位が各々の立場で選挙応援に参加しているため会合を開くことが無理であった。

青年団の世話をしている野坂氏に面会友愛の趣旨と資料を交付して依細を頼む、米子市、東伯郡、日野郡の青年層に友愛を紹介して貰ふことになった。夜は選挙面談を聴き政治への欲心の程度を参考にした。

**三月二十日（鳥取市）**

早朝米子を発つ、乗り換えて倉吉市にゆき雨中を会紙の配布、また訪問、その後汽車で鳥取を発つ日程と子弟の関係から馳け足行脚

# 倉敷支部（岡山県）結成さる

## 青年の集いらしい結成大会

三月二十六日、午前十時より倉敷市労政会館において開催された。岡山県倉敷支部結成大会は、去る同結成大会には、中国地方各県の巡回を続けていた奥田組織部長が京都地区懇談会を終えて同地におもむき同地の同志等と共に参加したが、青年の集いらしく地味な催しのうちにも、熱の入った結成大会であった。

なお同結成大会では、今後の活動方針を、友愛の普及と、未組織地区に対する積極的な組織化を呼びかけることを決め、各役員と第三回全国大会代表を選出した。

支部事務所
岡山県倉敷市粒江　山本方

支部役員
支部長　山本　幹夫
〃　上杉　茂樹
〃　中村　熙
事務局長　小川　正夫
幹事（会計）　川崎有太郎
〃（広報）　三宅　国郎
〃（〃）　村上　国雄

## 全国大会 参加旅費決める

＝京都地区懇談会＝

京都地区懇談会は、三月二十一日午後六時より、市内上田原氏において、中国地方巡回の最後を飾った興田、川手両常任幹事を迎えて、京都地区の活動状況を報告するとともに全国大会参加について打ち合せを行なった。

なお四月十六・十七日両日は見学の春祭なので、かねて計画していた郷土人形の講習・展示・即売会を同市御幸町旧三輪教会で開催することになり、準備を急いでいる本当日には機関紙等を急いで一般に配布して、友愛の普及につとめることとしている。

## 人形の講習即売会

＝日光支部＝

蓬田健一君（日光支部長）は去る三月五日宇都宮市粒江校区の青年団長に選出された。

○岸井君（倉敷支部員）は三月五日倉敷市粒江校区の青年団長に選出された。

## 消息

○山本幹夫君（倉敷支部長）は去る三月五日倉敷市粒江校区の青年団長に選出された。

○岸井君（倉敷支部員）は三月五日倉敷市粒江校区の青年団長に選出された。

## 解説

### 世論の反撃激し

＝小選挙区制案＝

去る三月二十三日国会に上程された政府の小選挙区制度は、いまどこうたえる世論の反撃をまねいているが、それはまた「乱闘国会」の二の舞をまねくかもしれない事態にさえ追い込まれている。

がゝらい、こんどの小選挙区制が主張され出したのは、造船疑獄のこともあり、選挙商工、議会向上、政界浄化、改革安定という政治面強化の一環として提唱されたものである。小選挙区を主張する人にも憲法改正反対の人もあり、憲法改正賛成の人にも小選挙区賛成の人もあり憲法改正と小選挙区制とは、元来まったく別の問題なのである。

ところが、政府、与党首脳部の軽率な言動から、憲法改正と結びあわせて考えさせる結果を来たしその上、政党的利害によってゆがめられるゲリマンダーリングを作りあげてしまった。

憲法改正と合せて考えさせられるとはいっても、この問題は小選挙区は憲法改正のためである。

第一に良くない点として挙げられるのは、自民党の一部の人長所があることはいなめない。小選挙区になれば「看板議員」「花物議員」なる小人物がふえるというが、それは乗る逆であるかも知れない。たゞ、それ自体としては充分理由のある小選挙区論が与党によって、政略的に利用ないし曲用されているところに今の問題はある。このことをはっきりさせることが、この問題を考えるのに大切なことである。

第一に良くない点として挙げられるのは、自民党の一部の人挙区でのいちばんの難点は、区割り分割党的利害によって公正さを失うことである。調査会の作った案にも問題はあるが、政府案に較べてはるかに公正だということは疑いない。

第三に与党首脳部の言から推して当然問題にされてくるものである。議席の三分の二あれば発議出来、あとは国民投票で過半数を獲得すれば、再審前でも海外派兵でもたやすく実現され得るというおそれがあるのである。

これらに次いで一言しなければならないことは、革新派の反対態度である。「身体をはって」とか、「血を流しても」という言葉は考えるのである。熱心のあまり再びかの乱闘国会をひき起すようなことがあっては、議会政治の破滅である。

選挙区とは、政党のものでも政治家のものでもない。それは国民のものなのである。全国民に問い、不偏不党の立場から作られた案を提出するのが、国民のための政治というものではなかろうか。

ゲリマンダーとは、アメリカのマサチューセッツ州にエルリッジ・ゲリーという知事がいたが、上院議員選挙区の改正に当り、彼は、所属の民主共和党に有利な区割りをした。この奇形選挙区をある画家が蠍を加えギリシャ神話で、火の中に住んでいるといわれるトカゲ「サラマンダー」になったというのがこれを新聞記者が「サラマンダーじゃない、ゲリマンダーだ」と皮肉った。そこから選挙区を自党の有利なように、不自然に区割りすることを「ゲリマンダーリング」というようになったのである。（海人）

## 友愛文化部案内

本会では会員相互の知的向上をはかり、レクリエーションをかねる意味で次のサークルを設けてありますので、新入会の方々の参加をお待ちしています。

サークルは（A）研究会サークルと（B）レクリエーションサークルの二つがあります。

### A 研究会サークル

研究会サークルには次の三つがあります。

**A、友愛と民主主義研究会** ＝本会の発足とともにうけられたもので、カレルギーの『自由と人生』『思想は世界をめぐる』（鳩山一郎訳）をテキストにしています。毎月一回開催

**B、自衛と憲法研究会** 1いまらくとくとして述べるまでもありません。われわれの自衛とわれわれの憲法について研究するために設けられています。講師としてその道の権威ある方にお願いします。（毎月一回開催）

**C、農業問題研究会** 1わが国の農業人口は人口の約40%を占めています。その上農業問題はきわめて複雑多岐であり、これを適確に把握することはわが国の政治を理解する上に必要なことなので各講師から有益な講義を受けています。（毎月一回開催）

### B レクリエーションサークル

これには次の六つがあります。

**D、山友会** 山登り・ハイキングを趣味とする人達の集まりでアルピニスト級から散歩ラクスまで、とにかく歩くことをいとわぬ人達が集まっています。伊豆一周の旅、武蔵野散歩などを行いました。（責任者 増田裕一）

**E、合唱団** 1毎週金曜日に練習しています、現在男女ともで三〇人、特に女性の参加を歓迎するよ。会場費月五十円。（責任者・早川光男）

**F、俳句会** 1毎月十五日までに友愛俳壇に投稿して下さい。一人一回五句以上。入選作は翌月の機関紙に掲載。選者斎藤青鳥、内山一草笙、添削帝望者は同じく友愛俳壇まで返信料封筒同封のこと。句会は毎月一回開催。（責任者青沼東世）

**G、文芸部** 1同人誌『遊流』を発刊しています。毎月二十五日が原稿締切、未発表文芸作品の投稿歓迎。但し掲載は厳選します。同人十一名によって運営、同人加盟は会員人の推せんによります。（責任者・中村勇一）

**H、弁論部** 毎月二回の練習を行っています、優秀者は適時地方遠征に派遣します。幽霊に中日弁論会理事長河村友吉氏をお願いしています。（責任者・折戸博司）

### 友愛青年同志会文化部

**I、スキー部** 1毎年妙高つばめ温泉に合宿します。初心者歓迎、責任者・宮沢一英・二十六年度全日本学生選手権保持者）

**申込方法** 1ABとも二人会と同時にそれぞれのサークル宛申込まれるのが便利です。申込先はすべて本会事務局あてのこと。受付と同時に責任者より詳細を連絡いたします。申込用紙適宜、但し職業、年令、経験等詳しく記入のこと。